

可能性全開!

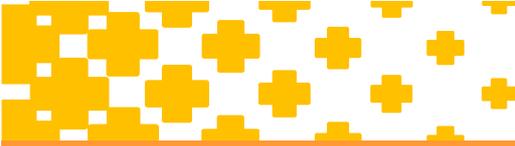
夢と希望をはぐくむまちづくり

～ひとりひとりが主役 住みよい県央都市 あいら～



始良市子ども館 (子育て支援拠点施設) 運営方針

子どもみらい課



目次

始良市子ども館(子育て支援拠点施設)の概要	1
序章 運営方針の趣旨	2
始良市子ども館(子育て支援拠点施設)を整備する背景	2
運営方針の位置づけ	2
第1章 基本理念と目標	3
基本理念	3
目標(長期的目標・短期的目標・SDGsの達成・成果指標・活動指標)	4
第2章 実施事業	6
地域子育て支援拠点事業	6
一時預かり事業	7
利用者支援事業	8
地域子育て相談機関・子ども館の管理・運営事業	9
第3章 施設構成	10
配置図・平面図・施設の構成と用途等	10
第4章 管理運営体制	12
設置者・設置規程・運営形態・運営担当部署・感染症対策・施設維持管理運営計画	12



始良市子ども館(子育て支援拠点施設)の概要

1 名称

始良市子ども館(子育て支援拠点施設)

2 所在地

始良市加治木町本町 400 番地



3 規模

敷地面積：2,253.13 m²

延床面積：1,648.42 m² (うち1階部分 866.98 m²、2階部分 781.44 m²)

1 階：駐車場・エントランス・倉庫・屋外階段・まちのひろば 等

2 階：あそびのひろば・そらのひろば(半屋外広場)・多目的室・相談室・一時預かり室等

駐車場：52台 (パーキングパーミット用・ゆったりスペース含む)

4 開館時間及び休館日

(1) 開館時間

① 子ども館 午前9時から午後5時

② 一時預かり室 午前9時から午後7時 (午後5時以降は予約があった場合のみ)

(2) 休館日

毎週水曜日 (祝日の場合は翌平日が休館日)

12月29日から1月3日



序章 運営方針の趣旨

● 始良市子ども館(子育て支援拠点施設)を整備する背景

核家族化の進行や社会経済状況の変化、ライフスタイルの多様化は子どもや子育て世帯を取り巻く環境に変化をもたらし、子育てにも影響がみられています。

本市においても、少子化や核家族化の進行、地域内でのつながりの希薄化などを要因として、地域の中で子育て世帯が孤立しがちになり、子育てに関する知恵や経験が世代間で継承されにくくなってきています。そのような環境の中で、子育てに対する不安や負担を感じ、孤立感を抱きながら子育てに臨んでいる保護者も少なくありません。

また、子育てにおける悩みは、深刻な育児ストレスを抱えているものから誰かと子育てについて情報交換できれば十分というものまで多種多様です。このような親子に、必要な支援を提供し、保護者が「子育ての力を身につけること」が子どもの育ちに重要です。

こうした子育て支援における課題を解決するため、子どもを安心して遊ばせることのできる場所、子育て世帯の育児不安や負担感を軽減するための交流の機会や相談のできる場所の提供など子育てを総合的に支援する拠点が必要となっています。

● 運営方針の位置づけ

始良市子ども館(子育て支援拠点施設)は、子育て世帯を包括的に支援するための中核となる拠点施設として整備するものです。すべての子どもたちは、始良市の可能性の一翼を担い、未来を託す存在であり、まさに地域の「宝物」。その子どもたちが健全に成長するためにも、子育てを行う保護者の誰もがいきいきと輝き、安全に安心して子育てすることができる環境づくりが重要であり、その環境の中で子どもたちがのびのびと過ごすことができるまちづくり、「子育てのまち“あいら”」を象徴する施設とするべく、実施する事業や維持管理方針等を定めるために策定をするものです。

第1章 基本理念と目標

●基本理念

子育てにぬくもりと安心を

～子育ての“わ”  が広がる『ゆめエリア』～

施設の基本理念とは、施設運営を行っていくうえで最も重要な基本姿勢であり、長期にわたって目指すべき方向性と施設の在り方を示すものです。そこで、本施設の整備基本方針として定めた「子育てにぬくもりと安心を ～子育ての“わ”が広がる『ゆめエリア』」を施設の基本理念として掲げ、子育て世帯が「ぬくもり」と「安心」を感じながら子育てに励むことができる拠点として、次の4つのコンセプトに基づいた運営を行います。

①子育ての“輪”が広がる『ゆめエリア』

子ども同士、親同士、親子同士のつながりを作り、育てる場所

②子育ての“和”が広がる『ゆめエリア』

気軽に利用でき和むことができる場所、安らぎを得られる場所

③子育ての“話”が広がる『ゆめエリア』

気軽に相談ができる場所、話が弾み、対話による仲間づくりができる場所

④子育ての“環”が広がる『ゆめエリア』

次世代育成を支援する拠点、子育てを経験した世代の知恵や情報を引き継ぎ、受け継いでいく場所

●目標

1 長期的目標

「子育てを支援するための基盤整備」と「安心して子どもを育てることができる支援体制」が整っており、「結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう県央都市あいら」が実現されることを目標とします。

2 短期的目標

始良市子ども館(子育て支援拠点施設)が子育て支援の拠点施設として、子育てをしている市民に広く利用され、実施する事業や提供する機能が効果的に発揮されることを目標とします。

3 SDGsの達成

SDGsとは『Sustainable Development Goals』の略称で、2015(平成27)年9月の国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016(平成28)年から2030(令和12)年までの、持続可能な世界を実現するための国際目標で、17のゴールから構成されています。

始良市子ども館(子育て支援拠点施設)では、子ども同士や親子同士での遊びやふれあいを通じて、家族以外の存在や、自分と他人との違いを自然に学んでいくことが期待されます。

また、施設内の遊具やおもちゃをリサイクル素材製の物を積極的に導入したり、廃材の再利用をしたりすることも持続可能な取り組みであるとともに、それらを大事に使って遊ぶことも子どもたち自身がSDGsを考える土台になると考えます。そこで始良市子ども館(子育て支援拠点施設)に関連する開発目標を示します。



4 成果指標(アウトカム)

指 標	現在値	指標値	達成予定時期
安心して子どもを育てることが できる支援体制が整っていると感 じる市民の割合	(2021年) 54.3%	(2026年) 60%	2026年
子育てを支援するための基盤整備 が整っていると感じる市民の割合	(2021年) 45.4%	(2026年) 60%	2026年
全天候型子ども館の利用者満足度	(新規) -	(2026年) 80%	2026年

成果指標については、「第2次始良市総合計画後期基本計画」の成果目標に準拠しており、本施設が整備、運用されることによる政策効果を見込んでいます。

5 活動指標(アウトプット)

指 標	現在値	指標値	達成予定時期
子育て・保育サービス等年間相 談件数	(2021年) 5,664件	(2024年) 6,000件	2024年
子育て及び子育て支援に関する 講習会等実施件数	(新規) -	(2024年) 年15回以上	2024年
年間利用人数	(新規) -	(2024年) 年15,000人以上	2024年

成果目標の中でも利用者満足度については特に注視し、子ども館の強みや魅力はさらに伸ばし、足りていない部分や指摘される個所については速やかに対応し、利用される全ての人々が「利用してよかった」「また利用したい」「ほかの人にも勧めたい」と感じる施設として運営していきます。利用者の満足度を意識した対応をする人材の育成と確保を進めます。

活動指標については、子ども館において実施する各事業の取組目標として掲げています。例えば、相談件数については、既存の子ども相談支援センター「あいぴあ」や保健センターに加え、子ども館内に身近な相談機能を設置することから増加を見込んでいます。

第2章 実施事業

●地域子育て支援拠点事業

（子ども・子育て支援法に基づき実施する「地域子ども・子育て支援事業」）

子育て中の親子に、遊び・交流の場を提供し、交流を通じての仲間づくりや、相談や情報提供等による子育てに関する不安解消を促進するため、以下の通り実施します。

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
交流促進のための季節の行事やミニイベント（読み聞かせや親子体操など）の開催
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
相談、援助を希望する方への対応や支援員による声掛け
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
子ども館のお便りの発行や、育児・子育てに関する情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施
子育て中の親子やこれから親になる方などを対象とした講習会（講座）の開催
- ⑤ 天候にかかわらず、あらゆる子どもが安全に遊ぶことができる場所の提供
「あそびのひろば」、「そらのひろば」を活用した遊び場の提供（遊具やおもちゃの活用）
- ⑥ 地域子育て支援センターの支援
市内各施設の取組や子育て支援が充実するよう、ネットワークを形成し、市内地域子育て支援センターの拠点としての取り組みを実施

◆ 利用対象者

- ・ 小学校3年生までの子ども（支援や介助を要する子どもを含む）とその保護者
- ・ 妊娠中の方とその家族

◆ 利用料金

- ・ 利用は原則無料
- ・ 講習会やイベントの材料費等、利用者負担が適当と思われる必要最低限の実費については徴収することがあります。

◆ 開館時間

- ・ 午前9時から午後5時

◆ 定員

- ・ 100名50組程度

●一時預かり事業

（子ども・子育て支援法に基づき実施する「地域子ども・子育て支援事業」）

保護者の通院、冠婚葬祭等により一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる心理的・身体的な負担の軽減解消などに対応するため、乳幼児を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉向上を図ることを目的に、以下の通り実施します。

- ◆ 利用対象者
 - ・ 生後 3 か月から小学校就学前の乳幼児
- ◆ 利用料金
 - ・ 400 円／1 時間
- ◆ 利用時間
 - ・ 午前 9 時から午後 7 時（午後 5 時以降は予約があった場合のみ）
- ◆ 定員
 - ・ 同時最大 19 名（預かる子どもの年齢等により変動）

※ 初めての利用の際は、面談を行い、登録カード（申込書兼同意書）を作成します。

※ 当日受付は空き状況により対応します。（予約優先）

※ 飲食物・オムツ等は持参していただきます。

※ 利用回数の制限 原則週 2 回まで。（緊急な場合等はこの限りではありません。）



【一時預かり室内観イメージ】

●利用者支援事業

（子ども・子育て支援法に基づき実施する「地域子ども・子育て支援事業」）

専門の支援員（利用者支援専門員）を配置し、子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育やその他の子育て支援サービスの情報提供と必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行うため、以下の通り実施します。

◆ 利用者支援

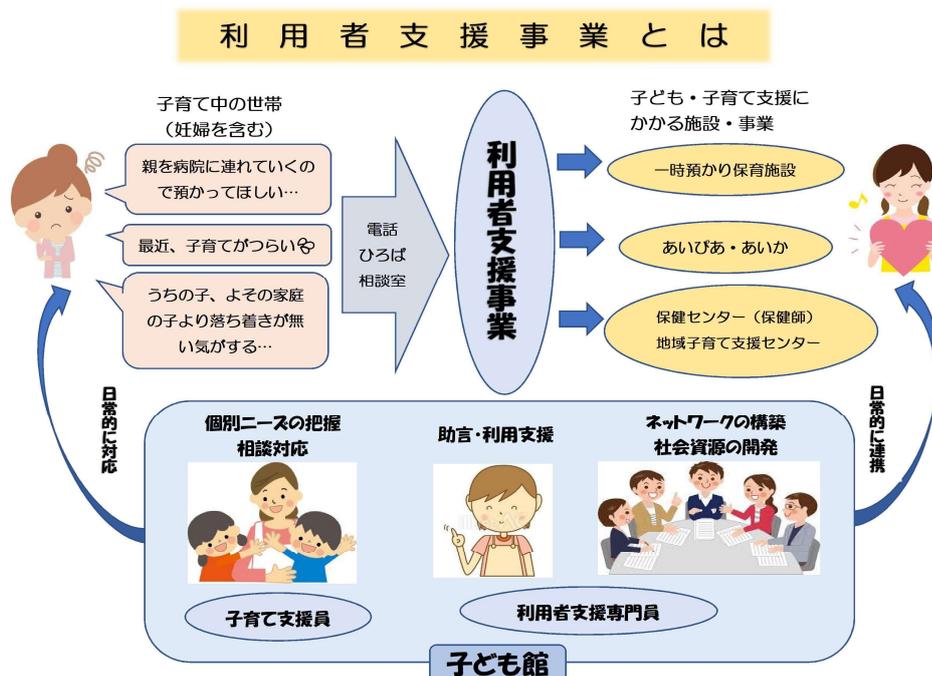
- ・子育て世帯等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- ・子育て支援に関する情報の収集・提供（個別の対応、コーディネート）
- ・子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
⇒当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

◆ 地域連携

- ・地域の子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり（ネットワーク構築）
- ・地域の子育て資源の育成
- ・地域課題の発見・共有
⇒地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

◆ 広報・周知

- ・子ども館及び実施事業の認知度を高めるための広報活動
- ・各種子育て支援事業の情報発信



●地域子育て相談機関（児童福祉法に基づく「こども家庭センター」との連携）

妊産婦や子育て世帯が気軽に相談できる子育て家庭の身近な相談機関として、改正児童福祉法等により、新たに位置づけられました。既に子育て相談や支援機関として機能している始良市子ども相談支援センター「あいぴあ」と密接に連携し、子育てに関する不安や悩みの解消を図ります。

●子ども館の管理・運営事業

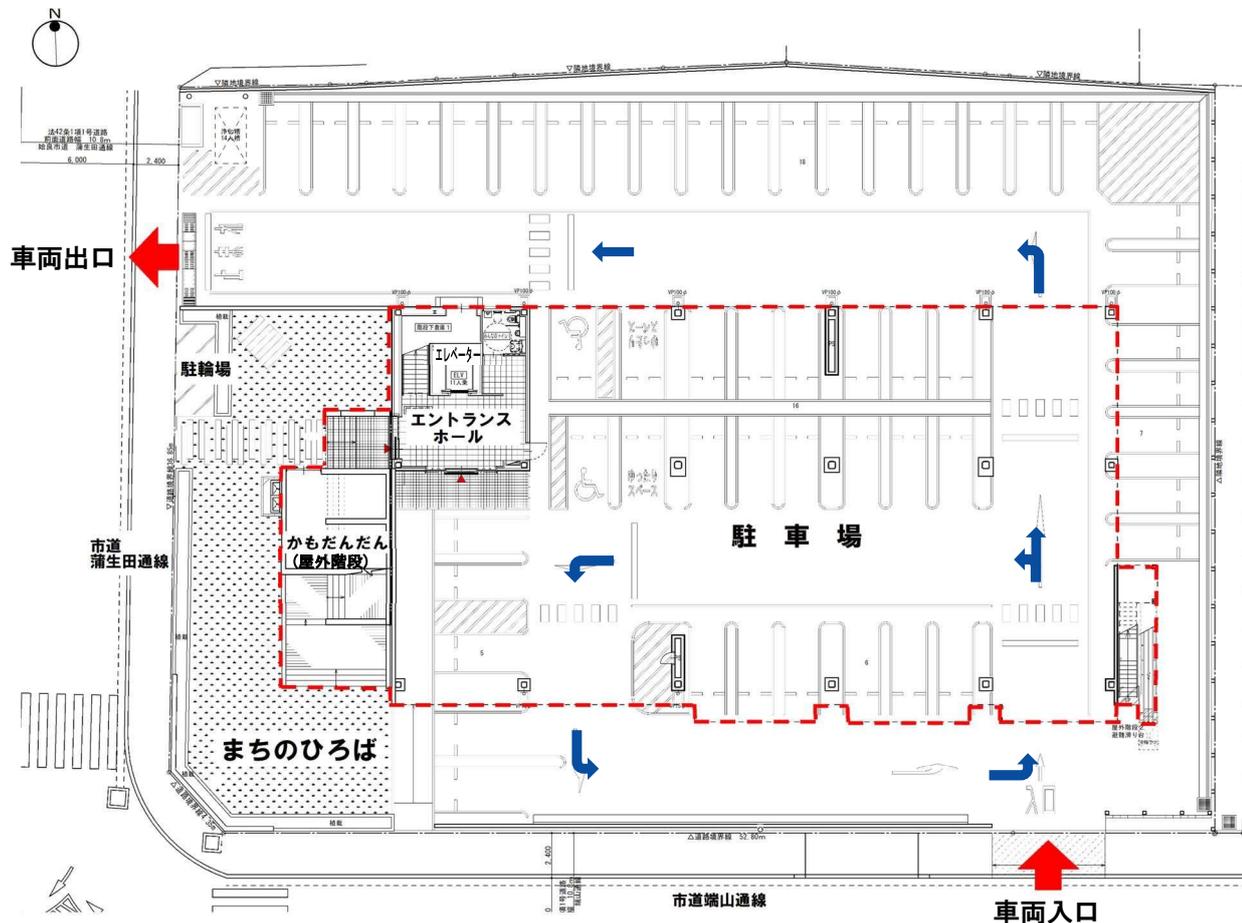
- ◆ 施設の総合案内に関する業務（窓口や電話対応、館内案内、各種対応等）
- ◆ 利用者ニーズの把握に関する業務
（アンケートの実施、施設や事業の利用に係るデータの収集、分析等）
- ◆ 広報に関する業務（施設の情報、館内案内等）
- ◆ 危機管理、リスク管理等への対応
（怪我人や急病人等への対応、自然災害や火災等への対応、個人情報等の管理等）
- ◆ 職員の配置に関する業務
- ◆ 施設の維持・管理に関する業務



【そらのひろば（半屋外広場）イメージ】

第3章 施設構成

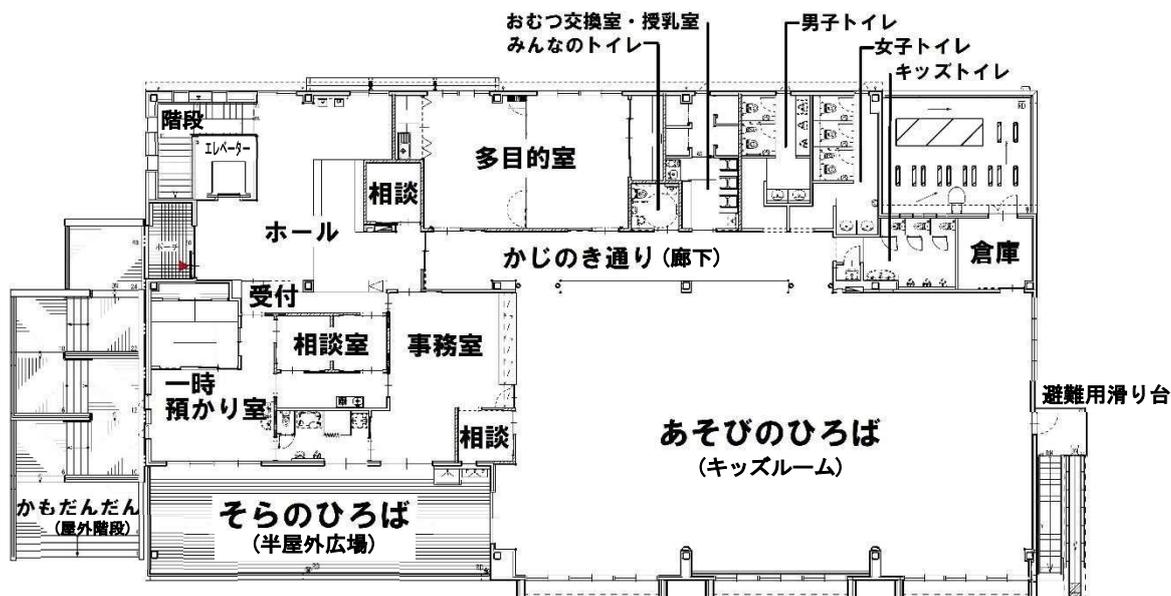
●配置図 1階平面図



●施設の構成と用途等

階	設備	役割	目的・用途等
1階	エントランスホール	受付	<ul style="list-style-type: none"> ・2階へつなぐ出入口 ・西側道路、駐車場側、南側道路の3方向からアクセス可能
	階段	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・親子連れでも安全に昇り降りできる階段
	エレベーター		<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーに配慮した11人乗りエレベーター
	駐車場		<ul style="list-style-type: none"> ・パーキングパーミット用、ゆったりスペースを含む52台分の駐車場(歩行者用通路の確保)
	駐輪場		<ul style="list-style-type: none"> ・車両動線や子どもたちの動線に配慮した配置
階	かもだんだん(屋外階段)	地域連携交流	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな階段を設け、まちのひろばとつなぐ場 ・子どもたちの遊び場、イベント時の観客席等として活用をはかる
	まちのひろば		<ul style="list-style-type: none"> ・建物と街をつなぐ緑地スペース ・イベントや地域交流等の活用を図る

●配置図 2階平面図



階	設 備	役 割	目 的 ・ 用 途 等
2 階	ホ 受 一 付 ル 口	連 携	<ul style="list-style-type: none"> 受付業務、利用案内を行う 感染症対策としての検温等を行う
	相 談 室	相 談	<ul style="list-style-type: none"> 個別での相談に対応する プライバシーに配慮し、分散させて配置 様々な状況に応じ、個室として活用
	かじのき通り※ (廊下)	交 流	<ul style="list-style-type: none"> 幅の広い見通しの良い空間、主要室へのアクセス通路
	事 務 室	交 支 流 援	<ul style="list-style-type: none"> 玄関ホール、あそびの場に近接させて、全体を見渡しながらか適切な管理や見守りを行う 子どもとその保護者に対する相談窓口として、各種相談の受付・対応、関係機関への引継や事務作業等を行う 各種サービス等の円滑な利用に向けた支援を行う
	あそびのひろば※ (キッズルーム) 乳 児 ゾ ー ン 未 就 学 児 ゾ ー ン 小 学 生 ゾ ー ン	交 流	<ul style="list-style-type: none"> 間仕切りのない広くて、天井の高い空間で自由に遊び、交流や情報交換をできるひろばとする 遊具を配置し、身体活動を伴った遊びを促進する 年代別にゾーニングをすることにより安全な環境に配慮する 気軽に利用できる相談スペースを設け、スタッフによる子育て相談等を行う
	そらのひろば※ (半屋外広場)	交 流	<ul style="list-style-type: none"> 風や光、そして時候を感じながらも、屋根の下で安心して遊べる空間 季節に応じた遊びの環境づくりを行う
	一 時 預 かり 室	支 援	<ul style="list-style-type: none"> 事由に関わらず子どもたちを一時的にお預かりする 乳児、ほふく期の子どものためのスペースを確保
	多 目 的 室 等 ※	交 連 流 携	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関するセミナー・イベント等の開催 子どもの成長と発達を支える切れ目のない支援のため、関係機関と連絡・調整、具体的な支援を協議する 飲食スペースとして活用する 市内地域子育て支援センターの拠点として各センターとのネットワーク会議の実施
そ の 他	全 体	<ul style="list-style-type: none"> おむつ交換室、授乳室等を整備 屋外階段・避難用滑り台で非常時の避難経路(2方向)を確保 	

「※印」：コロナウイルス感染症等の対策を踏まえた安心・安全な利用と公平でスムーズな利用を図るため、入退室管理を実施します。

第4章 管理運営体制

●設置者

始良市

●設置規程

始良市子ども館(子育て支援拠点施設)設置条例

始良市子ども館(子育て支援拠点施設)条例施行規則

●運営形態

市の直営施設とします。(サービス向上と円滑な事業運営を図るため、「一時預かり事業」については業務委託により実施します。)

●運営担当部署

始良市 保健福祉部 子どもみらい課

●感染症対策

入館時の検温や問診、入退室管理、換気等により3密を回避するとともに、定期的な消毒の実施により安全で安心な施設運営を行います。

【飛沫感染に対して】

- ・室内各所に除菌機能のついた空気清浄機を設置し、清潔な空間を保ちます。
- ・換気バランスの良い大きさの開口部を設置し、自然換気で空気の流れをつくります。
- ・雨天時、降灰時には、機械による換気等の対策を実施します。

【接触感染に対して】

- ・各所に手指消毒用アルコールや除菌シート、手洗い場所を設置します。

●施設維持管理運営計画

施設を適切に維持管理するだけでなく、子どもや子育て世帯にとって魅力のある施設であり続けることを常に念頭に置き、自己評価や利用者アンケートによる実施事業の点検や見直し、メインとなるあそびのひろばの環境構成の変更や見直しを行うなど、利用者の満足度を常に意識した運営を行います。

また、安全・安心な施設運営を図るため、各種マニュアル等を策定します。

1 日常点検・保守管理

本施設は、親子連れを中心に多くの方が訪れる施設です。建物や設備の点検を適切に実施し、来館者の安全確保を行います。また、施設全体の効率的な運用を目指し、日常の設備運転において省エネルギーを意識した運用を図りつつも、施設内が居心地よく、気軽に立ち寄りたくなる空間となるよう配慮します。

(1) マニュアル作成

施設・設備にかかる管理マニュアルを作成し、職員による日々の点検を適切に行います。それにより 将来的な劣化・損傷予測の実効性を高めるよう取り組みます。

(2) 保守及び衛生管理

施設・設備等の定期的な点検により、適正な保守管理と施設運用を行います。また、空気環境の調整、給水及び排水、清掃など各法令に基づき、適切に管理します。さらに、感染症対策として、「新しい生活様式」の定着を含めた手法の検討と必要な整備を行います。

2 安全管理

利用中の安全対策や不審者・不審物対応など来館者が安心して過ごせるよう、以下の点に留意しつつ施設内でのリスクマネジメントを体系化し、マニュアルを整備します。また、急病や怪我等に適切に対応できるよう、留意します。

【通報、初期対応、避難誘導など定期的な訓練を実施します。】

(1) マニュアル作成

施設内での急病人・けが人発生時や不審者・不審物への対応など、事件や事故災害を最小限に防ぐための体制を整備し、マニュアルを作成します。

利用者の活動中の安全確保についてもルールを設定することにより安全な活動体制を整備します。

(2) 情報管理

個人情報の取り扱い（管理や廃棄）における適切な運用と、関係団体との連携を行う場合の情報共有について、必要な管理措置を講じます。

3 災害対策

火災や地震・風水害等の災害時における組織体制や通報体制の整備、利用者への案内等、危機管理マニュアルを体系的に整えます。また、災害を想定した避難訓練を定期的に実施することで、緊急事態の対応に備えます。

【関係法令に基づき、防火管理者等を選任し、定期点検及び報告を実施します。】

(1) マニュアル作成

消防計画を作成し、災害時の行動指針や安全確保のための体制、避難誘導等の災害時に施設職員がどのように行動するか、緊急時に適切に対応できるよう備えます。

●職員体制計画

(人)

事業種別／職種	職員総数	保育士等	保育助手等	事務補助	他
館長	1				1
地域子育て支援拠点事業	7	3	2	2	
利用者支援事業	2	2			
一時預かり事業(※委託)	(5)	(3)	(2)		
計	15(5)	8(3)	4(2)	2	1

※ 職員数や専門職の配置については適宜見直すこととする。

()内は一時預かり事業(委託)にかかる人数。

●その他

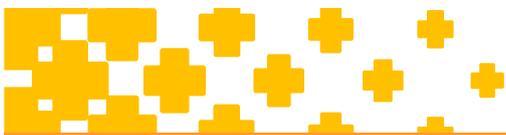
1 施設内飲食

施設の衛生保持と安全管理のため原則不可としますが、それぞれのスペースの用途や利用目的等を考慮して飲食可能なスペースを設けます。(多目的室・あそびのひろばの一部など)

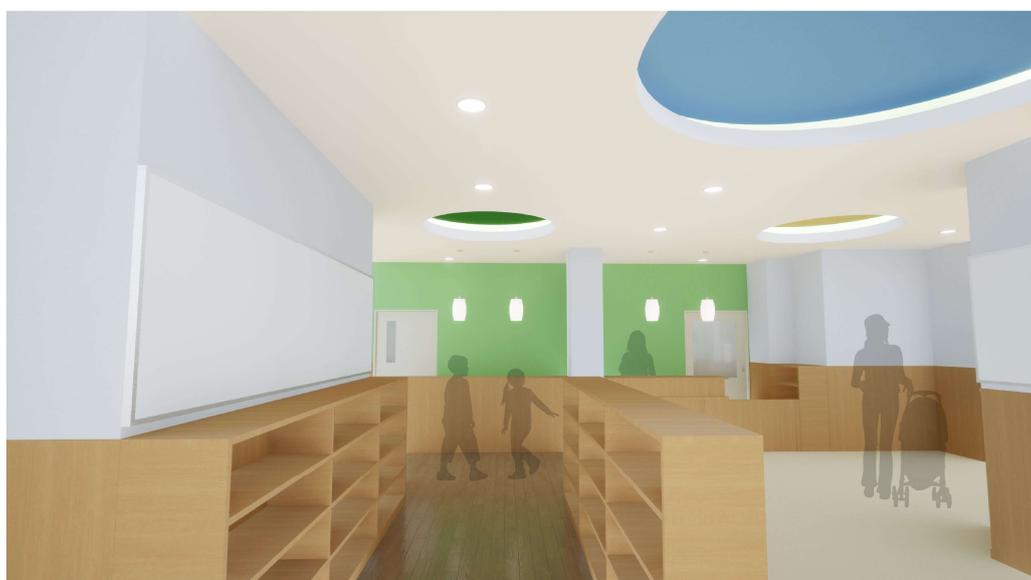
これらのスペースは、交流や歓談の場として、施設の特性や感染症対策等を考慮したルールづくりを行います。

2 情報通信セキュリティ

施設利用者への案内等については、一元的な管理・運用等によりわかりやすい施設情報の提供に努めます。また、職員が円滑に業務を遂行できるよう、事務室に情報系システム(庁内情報、財務会計、メール管理等)を設置し、本施設と市庁舎との連携をとります。情報セキュリティに関しては、始良市情報セキュリティポリシーや関連する法令等に基づき適切な管理を行います。



【あそびのひろば内観イメージ ※遊具配置前】



【2階エントランス内観イメージ】



子ども館



始良市子ども館（子育て支援拠点施設）運営方針

令和5年3月

発行／始良市 保健福祉部 子どもみらい課

〒899 - 5492 鹿児島県始良市宮島町 25 番地

TEL : 0995 - 66 - 3248 FAX : 0995 - 65 - 6964

E - MAIL : kosodate@city.aira.lg.jp

